

令和3年第4回加須市議会定例会提出議案の概要

招集日 令和3年11月25日(木)

1 提出議案件数

予算関係	7 件	
条例関係	7 件	
事件関係	1 件	計 15 件

2 個別議案の概要

第92号議案 令和3年度加須市一般会計補正予算(第8号)

(1) 今回補正予算額 1,098,411千円

(2) 補正後予算額 46,097,248千円

(3) 補正予算の主な内容

(歳入)

ア 地方交付税	264,005千円
イ 国庫支出金	131,431千円
ウ 県支出金	46,148千円
エ 寄附金	2,000千円
オ 繰入金	5,786千円
カ 繰越金	586,450千円
キ 諸収入	44,284千円
ク 市債	18,307千円

(歳出)

ア 職員人件費	▲27,451千円
イ 庁舎維持管理事業	5,751千円
ウ 企業版ふるさと納税促進事業	220千円
エ 水と緑と文化のまちづくり基金事業	2,000千円
オ 防犯施設維持管理事業	367千円
カ コミュニティセンター管理運営事業	1,209千円
キ (仮称)北川辺コミュニティセンター整備事業	1,111千円
ク 市長選挙執行事業	2,573千円
ケ 社会福祉協議会助成事業	2,523千円
コ 生活困窮者自立相談支援事業	112千円
サ 生活困窮者住居確保給付事業	766千円
シ 中国残留邦人等支援事業	664千円
ス 障がい者訪問サービス事業	110千円
セ 障がい者日中活動サービス事業	2,033千円
ソ 障がい者相談管理事業	6,176千円

タ	自立支援医療費支給事業	15,531千円
チ	障がい児発達支援事業	33,326千円
ツ	介護保険事業特別会計繰出事業	▲4,000千円
テ	産後ケア事業	83千円
ト	未熟児養育医療給付事業	542千円
ナ	公立放課後児童健全育成事業	6,533千円
ニ	児童手当支給事業	2,904千円
ヌ	生活保護者自立支援事業	100千円
ネ	生活保護適正実施推進事業	206千円
ノ	生活保護事業	30,490千円
ハ	健康情報活用事業	8,723千円
ヒ	新型コロナウイルス感染症予防対策事業	8,450千円
フ	「風の里」環境保全事業	1,284千円
ヘ	保健センター管理運営事業	5,696千円
ホ	農業公社支援事業	3,824千円
マ	幹線用排水路改修事業	13,800千円
ミ	農地利用集積推進事業	35,629千円
ム	ほ場等整備推進事業	1,200千円
メ	地籍調査事業	5,786千円
モ	道路維持管理事業	27,500千円
ヤ	幹線道路側溝事業	14,000千円
ユ	生活道路新設改良事業	34,800千円
ヨ	生活道路側溝事業	2,500千円
ラ	橋りょう維持改良事業	5,916千円
リ	加須駅南口周辺まちづくり推進事業	3,218千円
ル	野中土地区画整理事業特別会計繰出事業	46,039千円
レ	学校教育管理事業	9,092千円
ロ	通学路安全対策事業	19,205千円
ワ	小学校施設整備事業	805,034千円
ヲ	中学校施設整備事業	797千円
ン	公民館管理運営事業	▲549千円
アア	給食センター管理運営事業	3,638千円
アイ	市債元金償還事業	8,694千円
アウ	市債利子支払事業	▲49,744千円
(4) 繰越明許費の追加		
ア	防犯施設維持管理事業	367千円
イ	公立放課後児童健全育成事業	6,036千円
ウ	保健センター管理運営事業	5,357千円
エ	加須駅南口周辺まちづくり推進事業	3,218千円

オ 野中土地区画整理事業特別会計繰出事業	46,039千円
カ 通学路安全対策事業	19,205千円
キ 小学校施設整備事業	947,329千円
ク 中学校施設整備事業	99,111千円

(5) 債務負担行為の追加

ア 期間 令和3年度から令和4年度まで 市議会会議録印刷管理 外9件	9,105千円ほか
イ 期間 令和4年度 市民平和祭ジャンボこいのぼり遊泳委託 外110件	11,462千円ほか
ウ 期間 令和4年度から令和5年度まで 指定ごみ袋製造配送委託 外1件	125,917千円ほか
エ 期間 令和4年度から令和6年度まで 加須市庁舎総合管理委託 外12件	293,110千円ほか
オ 期間 令和4年度から令和8年度まで 加須市障害福祉サービス事業所あけぼの園指定管理委託 外1件	37,891千円ほか
カ 期間 令和4年度から令和9年度まで 公用自動車賃貸借	5,148千円
キ 期間 令和4年度から完了の年度まで 古門樋橋橋りょう架換負担金	河川管理者埼玉県知事との協定による額

(6) 地方債の補正

ア 変更

起債の目的	補正前限度額	補正後限度額
(ア) 小学校施設整備事業	17,900千円	492,100千円
(イ) 臨時財政対策	2,500,000千円	2,044,107千円

.....
第93号議案 令和3年度加須市国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）

(1) 債務負担行為の設定

ア 期間 令和3年度から令和4年度まで 特定健康診査受診券等封入用封筒印刷 外4件	159千円ほか
イ 期間 令和4年度 コンビニエンスストア収納代行委託 外1件	2,118千円ほか

.....
第94号議案 令和3年度加須市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）

(1) 債務負担行為の設定

ア 期間 令和3年度から令和4年度まで 健康診査受診券等封入用封筒印刷 外3件	106千円ほか
イ 期間 令和4年度 コンビニエンスストア収納代行委託 外1件	303千円ほか

第95号議案 令和3年度加須市介護保険事業特別会計補正予算（第2号）

(1) 今回補正予算額	0千円
(2) 補正後予算額	10,091,696千円
(3) 補正予算の主な内容 (歳入)	
ア 国庫支出金	4,000千円
イ 繰入金	▲4,000千円
(4) 債務負担行為の設定 ア 期間 令和4年度 コンビニエンスストア収納代行委託 外5件	605千円ほか

第96号議案 令和3年度加須都市計画事業野中土地区画整理事業特別会計補正予算
(第1号)

(1) 今回補正予算額	41,039千円
(2) 補正後予算額	146,659千円
(3) 補正予算の主な内容 (歳入)	
ア 繰入金	41,039千円
(歳出)	
ア 野中土地区画整理事業	41,039千円
(4) 繰越明許費の設定 ア 野中土地区画整理事業	41,039千円

第97号議案 令和3年度加須市水道事業会計補正予算（第1号）

(1) 今回補正予算額	
資本的収入	10,000千円
資本的支出	20,000千円
(2) 補正後予算額	
資本的収入	414,100千円
資本的支出	1,338,228千円
(3) 補正予算の主な内容 (歳入)	
資本的収入	
ア 工事負担金	10,000千円
(歳出)	
資本的支出	
ア 改良設備費	20,000千円
(4) 債務負担行為の設定 ア 期間 令和4年度	

浄水処理薬品購入 外2件

16,828千円ほか

第98号議案 令和3年度加須市下水道事業会計補正予算（第1号）

(1) 債務負担行為の設定

ア 期間 令和4年度

下水汚泥収集運搬及び処分委託 外2件

97,532千円ほか

第99号議案 加須市手数料条例の一部を改正する条例

(1) 趣 旨 長期優良住宅の普及の促進に関する法律等の一部改正に伴い、長期優良住宅建築等計画の認定の申請に対する審査に係る手数料の額の改定等を行うこと。

(2) 内 容 ア 長期優良住宅建築等計画の認定の申請に対する審査に係る手数料を次のとおり定めること。

手数料を徴収する事項				手数料の金額
長期優良住宅の普及の促進に関する法律第5条第1項から第5項までの規定に基づく長期優良住宅建築等計画の認定の申請に対する審査	住宅の品質確保の促進等に関する法律第6条の2第3項の確 認書又は同条第4項 の住宅性能評価書(い ずれも長期優良住宅 の普及の促進に関す る法律に規定する基 準に適合しているも のに限る。)があるもの	一戸建て の住宅	新築の場合	1件につき 8,000円
			増築又は 改築の場合	1件につき 13,000円
	共同住宅 等	共同住宅 等	新築の場合	1件につき 17,000円
			増築又は 改築の場合	1件につき 25,000円
	その他のもの	一戸建て の住宅	新築の場合	1件につき 57,000円
			増築又は 改築の場合	1件につき 85,000円
		共同住宅 等	新築の場合	1件につき 127,000円
			増築又は 改築の場合	1件につき 194,000円

イ その他規定の整備を行うこと。

ウ 令和4年2月20日から施行すること。

エ その他この条例の施行に必要な経過措置を設けること。

第100号議案 加須市立公民館を加須市立コミュニティセンターとするための関係条例の整備に関する条例

(1) 趣 旨 地域で集えるコミュニティ活動の拠点施設として、加須市立北川辺コミュニティセンターを新設するとともに、加須市立公民館を加須市立コミュニティセンターとするため、関係条例について所要の改正を行うこと。

(2) 件 名 ア 加須市立公民館条例の一部改正（第1条による改正）

- イ 加須市立公民館条例の廃止（第2条による改正）
- ウ 加須市立コミュニティセンター条例の一部改正（第3条による改正）
- エ 加須市立コミュニティセンター条例の一部改正（第4条による改正）
- オ 加須市特別職職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正（附則第4項による改正）
- カ 加須市文化・学習センター条例の一部改正（附則第5項による改正）
- キ 加須市防災センター条例の一部改正（附則第6項による改正）

(3) 内 容

【第1条による改正】

- ア 加須市立北川辺公民館を廃止すること。
- イ 令和4年2月1日から施行すること。

【第2条による改正】

- ア 加須市立公民館を廃止すること。
- イ 令和4年4月1日から施行すること。

【第3条による改正】

- ア 加須市立コミュニティセンターとして、加須市立北川辺コミュニティセンター（加須市麦倉3705番地）を新設すること。
- イ 北川辺コミュニティセンターの休館日を次のとおり定めること。
 - (ア) 年末年始（12/29～1/3）
 - (イ) 毎週火曜日（祝日に当たるときは、その直後の平日）
- ウ 北川辺コミュニティセンターの使用料を次のとおり定めること。

区 分	昼 間			夜 間	全 日
	9:00～12:00	13:00～17:00	9:00～17:00	17:30～22:00	9:00～22:00
活動室1	500円	600円	1,100円	700円	1,800円
活動室2	250円	350円	600円	400円	1,000円
活動室3	250円	350円	600円	400円	1,000円
活動室4	100円	150円	250円	200円	450円
活動室5	250円	350円	600円	400円	1,000円
活動室6	250円	350円	600円	400円	1,000円

- エ 令和4年2月1日から施行すること。
- オ 北川辺コミュニティセンターの利用の許可に係る手続その他必要な行為は、令和4年1月4日から行うことができることとすること。

【第4条による改正】

- ア 次のとおり加須市立公民館を加須市立コミュニティセンターとすること。

名 称	位 置
加須市立礼羽公民館 →加須市立礼羽コミュニティセンター	加須市馬内6 2 3 番地
加須市立大桑公民館 →加須市立大桑コミュニティセンター	加須市南大桑2 8 8 1 番地 1
加須市立水深公民館 →加須市立水深コミュニティセンター	加須市船越1 1 6 番地
加須市立樋遣川公民館 →加須市立樋遣川コミュニティセンター	加須市下樋遣川8 3 5 番地 1
加須市立志多見公民館 →加須市立志多見コミュニティセンター	加須市志多見6 4 5 番地
加須市立大越公民館 →加須市立大越コミュニティセンター	加須市大越1 9 9 1 番地

イ 上記アのコミュニティセンターの休館日を次のとおり定めること。

(ア) 年末年始(12/29～1/3)

(イ) 毎週火曜日(祝日に当たるときは、その直後の平日)

ウ 上記アのコミュニティセンターの使用料をそれぞれ従前の加須市立公民館の使用料と同額とすること。

エ コミュニティセンターの円滑な管理運営を図るため、加須市立コミュニティセンター運営委員会を置くことができることとすること。

オ 令和4年4月1日から施行すること。

カ 上記アのコミュニティセンターの利用の許可に係る手続その他必要な行為は、令和4年1月4日から行うことができることとすること。

【附則第4項による改正】

ア 報酬額等を定める表から公民館参与に係る規定を削ること。

イ 令和4年4月1日から施行すること。

【附則第5項による改正】

ア 加須市立北川辺公民館で使用している拡大印刷機を加須市北川辺文化・学習センターで使用するため、従前と同額の使用料を定めること。

イ 令和4年2月1日から施行すること。

【附則第6項による改正】

ア 加須市防災センターを構成する施設から加須市立三俣公民館を削ること。

イ 令和4年4月1日から施行すること。

.....
第101号議案 加須市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

- (1) 趣 旨 家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の一部改正に伴い、事業者が記録する書面について、書面に代えて電磁的記録により行うことができることとするとともに、家庭的保育事業等に関する基準を改めること。

- (2) 内 容 ア 家庭的保育事業者等の運営に関する基準を次のとおり改めること。
- (ア) 代替保育の提供に係る連携施設の確保が著しく困難である場合は、市長が認める者等を確保することをもって、代替保育の提供に係る連携施設の確保することに代えることができること。
- (イ) 家庭的保育者の居宅で保育を行う家庭的保育事業者が提供する食事について、市長が適当と認める事業者からの外部搬入を可能とすること。
- (ウ) 家庭的保育者の居宅で保育を行う家庭的保育事業者に対する自園調理に関する規定の適用を猶予する経過措置期間を5年から10年に延長すること。
- イ 家庭的保育事業者等は、記録、作成その他これらに類するもののうち、書面等で行うものについては、書面等に代えて、当該書面等に係る電磁的記録により行うことができることとすること。
- ウ 公布の日から施行すること。

.....

第102号議案 加須市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

- (1) 趣 旨 特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準の一部改正に伴い、事業者が記録する書面について、書面に代えて電磁的記録により行うことができる旨の包括的な規定を定めるとともに、規定の整備をすること。
- (2) 内 容 ア 特定教育・保育施設等は、記録、作成その他これらに類するもののうち、書面等で行うものについては、書面等に代えて、当該書面等に係る電磁的記録により行うことができることとすること。
- イ 書面等の交付又は提出については、電磁的記録により作成されている場合には、当該書面等の交付又は提出に代えて、保護者の承諾を得て、当該書面等に記載すべき事項を電磁的方法により提供することができる旨を定めている個別の条文を条例全体に適用するため、包括的な規定として定めること。
- ウ その他規定の整備をすること。
- エ 公布の日から施行すること。

.....

第103号議案 加須市老人福祉センター条例を廃止する条例

- (1) 趣 旨 建物及び設備の老朽化により、施設を安全に市民の利用に供することが困難であるため、加須市老人福祉センター不老荘を廃止すること。
- (2) 内 容 ア 加須市老人福祉センター不老荘を廃止すること。
- イ 令和4年4月1日から施行すること。

.....
第104号議案 加須市国民健康保険条例の一部を改正する条例

- (1) 趣 旨 出産育児一時金のうち、規則で定める産科医療補償制度における掛金相当分が引き下げられることを踏まえ、条例で定める額を引き上げることに
より、出産育児一時金の支給総額を維持することとすること。

- (2) 内 容 ア 出産育児一時金の支給額を引き上げること。
「40万4,000円」⇒「40万8,000円」

【支給額】

	改 正 前	改 正 後
出産育児一時金 (市条例で規定)	40万4,000円	40万8,000円
加算額(掛金相当) (市規則で規定)	1万6,000円	1万2,000円
合計支給額	42万円	42万円

- イ 令和4年1月1日から施行すること。
ウ その他この条例の施行に必要な経過措置を設けること。

.....
第105号議案 加須市高齢者、障害者等の移動等の円滑化を促進するための基準に関する条例の一部を改正する条例

- (1) 趣 旨 移動等円滑化のために必要な道路の構造に関する基準を定める省令の一部改正に伴い、自転車歩行者専用道路等の構造に関する基準を定めるとともに、規定の整備をすること。

- (2) 内 容 ア 自転車歩行者専用道路の構造に関する基準を次のとおり定めること。

- (ア) 有効幅員は、4メートル以上とすること。
(イ) 舗装及び勾配は、歩道等と同じ基準とすること。

- イ 災害等のため一時使用する旅客特定車両停留施設の構造及び設備については、この条例の規定によらないことができることとすること。

- ウ 通路、出入口、エレベーター、乗降場、乗車券等販売所その他の旅客特定車両停留施設の構造に関する基準を定めること。

- エ その他規定の整備をすること。

- オ 公布の日から施行すること。

.....
第106号議案 公の施設の指定管理者の指定について

- (1) 趣 旨 加須市障害福祉サービス事業所あけぼの園の指定管理者を指定すること。

- (2) 内 容 ア 指定管理者となる団体として、社会福祉法人加須市社会福祉協議会を指定すること。

- イ 指定の期間は、令和4年4月1日から令和9年3月31日までとすること。